

## 愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条第3項の趣旨及び同法第22条第1項の規定を踏まえ、手話その他の意思疎通のための手段の普及に関する県の理念を示し、施策の大枠を定める条例の制定に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第6条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

### （構成）

第2条 ワーキンググループは、別に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。

2 会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

### （運営）

第3条 ワーキンググループは、愛知県健康福祉部障害福祉課長が招集する。

2 ワーキンググループの設置は、平成29年3月31日までとする。

### （ワーキンググループ会議の公開）

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

### （庶務）

第5条 ワーキンググループの庶務は、愛知県健康福祉部障害福祉課において行う。

### （雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成28年5月 日から施行し、平成29年3月31日をもって廃止する。

## ○ 検討体制（案）

- ・ 障害者施策審議会の下にワーキンググループを設置し検討

【構成員案：14名（うち障害者施策審議会委員所属団体6名）】

当事者団体 9名	<b>愛知県身体障害者福祉団体連合会</b> <b>愛知県聴覚障害者協会</b> 愛知県難聴・中途失聴者協会 愛知盲ろう者友の会 <b>愛知県盲人福祉連合会</b> <b>愛知県知的障害者育成会</b> <b>愛知県自閉症協会・つぼみの会</b> 日本 ALS 協会愛知県支部 愛知県失語症友の会連合会
支援者等 3名	愛知県手話通訳問題研究会 愛知県登録要約筆記者の会 社会福祉法人名古屋ライトハウス（点字）
学識経験者 2名	<b>豊田市福祉事業団理事長（障害者施策審議会会長）</b> 岐阜聖徳学園大学教育学部教授（特別支援教育）

## ○ 検討スケジュール等（予定）

- ・ ワーキンググループ

	開催日	内容
第1回	6月 2日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局から条例制定の趣旨等説明</li> <li>・ 事務局から条例（骨子案）の提示</li> <li>・ 課題の整理について協議</li> </ul>
第2回	6月23日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局から条例（要綱案）の提示</li> <li>・ 条例内容の検討</li> </ul>
第3回	7月14日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局から条例（要綱修正案）の提示</li> <li>・ 条例内容の確認</li> <li>・ 条例（要綱案）取り纏め</li> </ul>

- ・ 愛知県障害者施策審議会（7月28日（木））・・・ 条例案の承認